

## 緑町の商店街に、突如、簡易宿所が…

### 国の規制緩和による新たな宿泊事業に対策を！

### 住民も安心、旅行者も快適に過ごせるまちに

今年2月、緑町の商店街にある建物を使用し旅館業の簡易宿所の許可が、東京都に申請されていることがわかりました。多摩地域では、八王子市、町田市以外の自治体は許可権限が都の保健所であり、条例などで独自に規制や指導することができません。

近隣住民から、良好な住環境が保てるのか不安の声が上がリ、管轄の都多摩府中保健所に対して、市民、市長、超党派の市議が、事業者に事前説明を求めよう要望しました。これを受け、保健所長は、事業者に対し、説明会を開くよう異例の行政指導を行いました。しかし、5月末に開かれた説明会で、申請者であるユー・アイホーム(株)の顧問という人物は威圧的な対応に加えて「投機目的で儲からなければ転売もある」と発言し、近隣住民の不安を一層煽る結果となりました。

国は、2年後のオリンピック・パラリンピックに向けて、宿泊施設不足の解消を図ろうと、一般住宅を活用できる住宅宿泊事業法Ⅱ「民泊新法」をつくり、合わせて、従来の旅館業法を大幅に規制緩和しました(両法とも6月15日施行)。「民泊新法」は届出制とはいえ、営業日数が年間180日に限られていて、都がガイドラインを作成し申請を受けていますが、期待されたほど件数は増えていません。一方、旅館業法は365日営業できるため、今回のような投

機目的で宿泊事業の許可をとる例が増えるのではないかと懸念されます。

市には宿泊事業に関して、旅館・レンタルルーム規制条例(昭和58年制定)がありますが、今回の事例には適用できず、現在の社会状況に即していません。3月の予算特別委員会、6月の一般質問で、内山さと子は、新たな宿泊事業に対応できるように条例の見直しなど早急な取り組みを求めました。市は、法令との整合性を図りつつ9月議会に向けて検討を進めています。市民生活に最も身近な自治体が、安心安全な住環境を守ることが当然であり、自治の本旨といえます。

本来、旅行者が快適に過ごせる良質な宿泊施設の創出のためには、地域や自治体の実情に合った、住民との関係性を築けるような制度が必要ではないでしょうか。都は、権限移譲や特例措置を設けるなど、現状の自治体間の不公平を解消すべきです。6月の市議会定例会で、「国の規制緩和による新たな宿泊事業に関し対策を求める意見書」を全会一致で可決し、都に提出しました。

\*緑町の簡易宿所は、6月19日許可されました。

\*簡易宿所に関し市に対策を求める陳情は、総務委員会で審査され、意見付き採択となりました。



写真:市の条例改正案について、保険料の負担軽減を求める国民健康保険運営協議会答申を、松下玲子市長に手渡し、内山さと子同協議会会長と堀内まさし副会長(昨年12月25日)

### 国民健康保険制度の広域化について

今年度の国民健康保険のお知らせが届く頃です。

制度発足以来の大改正である財政運営主体の広域化により、自治体ごとに異なる保険料(税)が東京都全体で標準化される方向です。これまで他自治体に比べて、武蔵野市は保険料が低く抑えられてきたため、段階的引き上げを求められるという難しい立場にあります。

保険料の見直しについては、市国民健康保険運営協議会に諮る必要があるため、市は昨年、条例改正案を同協議会に諮問しました。議論の結果、急激な保険料改定はとりわけ中間所得層への負担が大きいため、改定率を引き下げ、特に均等割の軽減を求める内容をまとめました。市はこの答申を反映した改正案に変更後、3月議会に提案し、可決されました。